

市会議第 3 号

京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 23 年 3 月 15 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 橋村 芳和

京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を
改正する条例

(京都市会情報公開条例の一部改正)

第 1 条 京都市会情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第 3 章 情報公開審査会 (第 19 条～第 26 条) を「第 3 章 雑則 (第 1
第 4 章 雑則 (第 27 条～第 31 条) 」
9 条～第 23 条)」に改める。

第 16 条前段中「第 19 条に規定する審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審
査会」に改め、同条後段中「審査会の」を「その」に改める。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 27 条を第 19 条とし、第 28 条から第 31 条までを 8 条ずつ繰り上げる。

第 4 章を第 3 章とする。

(京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 2 条 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「「情報公開条例」」を「「市情報公開条例」」に改め、同条第 2 号中「情
報公開条例第 17 条第 1 項」を「市情報公開条例第 17 条第 1 項又は京都市会情報公開
条例 (以下「市会情報公開条例」という。) 第 16 条前段」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「公文書 (情報公開条例) を「市情報公開条例」に、「をいう。
第 8 条第 1 項第 1 号において同じ。)」を「及び市会情報公開条例第 2 条に規定する公文
書」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「情報公開条例」を「市情報公開条例」に改め、「公文書」の右
に「(市情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。)」を加え、同項第 2 号を同
項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市会情報公開条例第 16 条前段の規定により諮問をした議長 市会情報公開条例

第13条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（市会情報公開条例第2条に規定する公文書をいう。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 京都市会情報公開審査会の委員であった者については、この条例による改正前の京都市会情報公開条例第22条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は議長が定める。

（関係条例の一部改正）

4 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号中「及び京都市会情報公開条例第19条に規定する審査会の委員」を削る。

（関係条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例による改正後の京都市個人情報保護条例第46条の規定の適用については、京都市会情報公開審査会の委員であった者は、同条第1項第1号に規定する職員であった者とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

京都市会情報公開条例による公開決定等に係る不服申立てについて、京都市情報公開・個人情報保護審査会において議長の諮問に応じ、調査し、及び審議することとする必要があるので提案する。